

過半数労働組合を結成し

年間変形労働制の休日増、組合掲示板設置などを実現

今年2月、瀬戸内市にある医療機器の部品などを製造している正栄工業株で、過半数を組織する分会が結成されました。

会社では、1日7時間25分で隔週連休の変形労働時間制をとっていました。休日が第2、4土曜、夏季休暇3日、年末年始休暇5日であったのが、「得意先の出勤日と合わず」として、一方的に減らされてきました。今年も会社から、休日を減らされた次年度のカレンダーが提示されました。

こうしたことに不満があがり、急速に17人の過半数労働組合となりました。

組合は、変形労働制の労使協定の締結権が組合にあることを組合員名簿を提示して会社に示し、団体交渉し元の休日数に戻して、得意先との出勤日も調整したカレンダーとして、協約を締結しました。

組合掲示板の設置も合意して、食堂にA3サイズのホワイトボードを掛け、要求書を掲示しています。また、組合の会議に会議室を使用することも合意して、団交の報告などの組合員集会を昼休みに開いています。

組合は、定期昇給がほとんど実施されていなかった事由などを経営資料を示して説明することを要求して団交を進めています。

また、労働共済の加入についても、担当者の説明を聞く集会を検討しています。



団交の人数制限、時間制限、不当配属で 県労委あっせん申請

昨年9月、岡山中央郵便局の期間社員のK君が軽自動車集荷する外勤業務から、突如郵便内務に変更するとの通知を受け、ローカルユニオンおかやまに加入し団体交渉。

会社は、外務契約だが当面、事故を起こした他の人と同様に乗車させず内勤業務とする、時給は外勤と同額としたので、組合は早く乗務させるように申入れ契約を更新。

今年3月、次の契約で内勤業務とし時給910円から730円にすると提示しました。

組合は外勤契約を要求して団交を要求。

会社が交渉員4人でなければ応じないと

し、異議を留めて4人で交渉。会社は20時から業務だと団交を一方的に打ち切りました。

会社は自動車運転について、会社の事例研修会でのK君の「発言」、トラック協会での運転適性診断、自社のS-KYTの結果から乗車させられないと判断した。時給は、業務に対応した規定によるものと主張。組合は、運転適性診断やS-KYTは、安全運転を向上させるもので、趣旨に反する扱いとして外勤、時給910円を主張。会社が拒否したので異議を留めて契約し、県労委あっせんをしました。

断然お得な労働組合の自動車共済—見積もりを

私たちが加盟している全労連共済は労働組合の助けあいなので、民間保険会社などとは違い、営利を目的とはしていません。だから、「小さな掛金」で「大きな保障」が実現です。一度見積もりして見て下さい。(裏面をご覧ください。)